

人事委員会年報

令和3年度

新潟市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営

1	人事委員会の設置	1
2	人事委員会の構成	1
3	人事委員会の権限	2
4	人事委員会事務局組織及び所掌事務	3
	(1) 組織	
	(2) 所掌事務	
5	予算	4
6	人事委員会の開催状況	4

第2章 事業概要

1	採用	9
	(1) 競争試験	
	(2) 採用選考	
2	昇任	16
	(1) 昇任試験の状況	
	(2) 昇任選考の状況	
3	職員の給与等に関する報告及び勧告	17
4	条例の制定・改廃に対する意見	23
5	任命権者からの申請・協議に基づく承認等	24
	(1) 任用関係	
	(2) 給与関係	
6	勤務条件に関する措置要求	25
7	不利益処分に関する審査請求	25
8	苦情相談	26
9	職員団体の登録	26
10	管理職員等の範囲	26
11	労働基準監督機関としての職権の行使	30
	(1) 本市の事業又は事業場の号別区分状況	
	(2) 職権行使の状況	
12	人事委員会規則等の制定・改廃	33

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとされています。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成19年1月11日、地方公務員法第7条第2項の規定に基づく新潟市人事委員会設置条例（平成18年新潟市条例第75号）により、人事委員会を設置しました。同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、地方公務員法第7条第1項の規定に基づく人事委員会となりました。

2 人事委員会の構成

人事委員会は、議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する3人の委員をもって構成する合議制の執行機関です。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりです。

職	氏名	就任日	任期	備考
委員長	兒玉 武雄	H27. 1. 11	H31. 1. 11 ～ R 5. 1. 10	
委員	遠藤 正人	R 3. 1. 11	R 3. 1. 11 ～ R 7. 1. 10	委員長 職務代理者
委員	梅津 玲子	H30. 1. 11	H30. 1. 11 ～ R 4. 1. 10	
委員	田巻 帝子	R 4. 1. 11	R 4. 1. 11 ～ R 8. 1. 10	

3 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、地方公務員法で人事行政全般にわたり規定されています。人事委員会の権限を、その性質により分類すれば、行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の三つに分けることができます。

(1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。

イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行うこと。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会と市長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会と市長に勧告をすること。

カ 職員の任用に関する競争試験及び選考を実施すること。

キ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。

ク 職員の苦情を処理すること。

ケ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。

(2) 準立法的権限

法律又は条例で権限とされている事項について、人事委員会規則を制定し、又は改廃すること。

(3) 準司法的権限

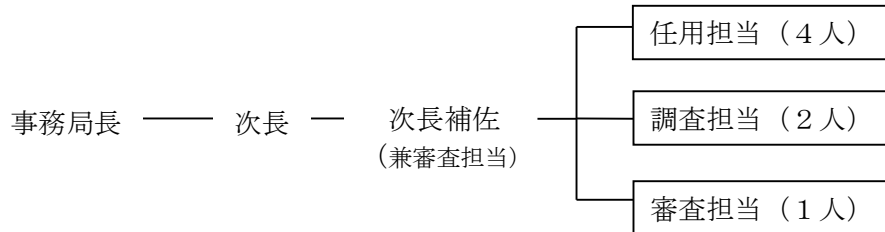
ア 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和3年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりです。

(1) 組織 職員数 10人



(2) 所掌事務

- ア 人事委員会の会議に関すること。
- イ 人事委員会規則、規程等の制定及び改廃に関すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- エ 人事記録の管理に関すること。
- オ 人事に関する統計報告に関すること。
- カ 競争試験、選考その他の任用に関すること。
- キ 退職管理に関すること。
- ク 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度の調査研究に関すること。
- ケ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告に関すること。
- コ 給与の支払いの監理に関すること。
- サ 分限及び懲戒に関すること(任命権者が所掌する事務を除く。)
- シ 勤務条件の措置要求に関すること。
- ス 不利益処分についての審査請求に関すること。
- セ 職員の苦情処理に関すること。
- ソ 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。
- タ 管理職員等の範囲に関すること。
- チ 職員団体の登録に関すること。
- ツ 労働基準監督機関の権限行使に関すること。
- テ 公印の管理に関すること。
- ト 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- ナ 事務局職員の人事、給与及び服務に関すること。
- ニ 事務局の予算、決算に関すること。

5 予算

令和3年度における本委員会の当初予算は、次のとおりです。

(単位：千円)

科 目	予 算 額
人 事 委 員 会 費	101,600
報酬	4,608
給料	40,563
職員手当等	30,122
共済費	14,355
旅費	1,038
需用費	909
役務費	282
委託料	6,666
使用料及び賃借料	620
負担金補助及び交付金	2,437

6 人事委員会の開催状況

本委員会の令和3年度における開催状況は次のとおりです。

回数	開 催 年月日	議 案 等
第1回 定例会	R 3. 4. 8	議案 1 令和3年度新潟市職員採用試験(大学卒業程度及び免許資格職)の実施について 2 令和3年度新潟市職員採用試験(民間企業等職務経験者)の実施について 報告 1 苦情相談について その他 1 職員の懲戒免職にかかる解雇予告除外認定について
第2回 定例会	R 3. 5. 7	議案 3 管理職手当の支給区分の決定に係る協議について 報告 2 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について 3 令和3年3月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 4 苦情相談について 5 令和3年度新潟市任期付職員(文化財専門員)採用試験の日程変更について

第3回 定例会	R 3. 5. 27	<p>議案</p> <p>4 令和3年度新潟市任期付職員採用試験（文化財専門員）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>5 新潟市民病院職員の採用選考の委任について</p> <p>報告</p> <p>6 令和3年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度等）の申込み状況及び試験会場について</p> <p>その他</p> <p>1 市労連からの申し入れの概要について</p>
第4回 定例会	R 3. 6. 3	<p>議案</p> <p>6 令和3年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等）の実施について</p> <p>7 令和3年度新潟市職員採用選考試験（就職氷河期世代）の実施について</p> <p>報告</p> <p>7 令和3年4月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第5回 定例会	R 3. 6. 24	<p>議案</p> <p>8 令和3年度新潟市職員採用試験（獣医師）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>8 令和3年職員給与実態調査の実施について</p> <p>9 苦情相談について</p>
第6回 定例会	R 3. 7. 29	<p>議案</p> <p>9 令和3年度新潟市職員採用試験（消防士B）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>10 令和3年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（令和3年10月1日採用））の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>11 令和3年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の実施について</p> <p>12 令和3年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の実施について</p> <p>報告</p> <p>10 令和3年2月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について（追加報告）</p> <p>11 令和3年5月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>12 令和3年6月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>13 苦情相談について</p>
第7回 定例会	R 3. 8. 12	<p>議案</p> <p>13 令和3年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・消防士以外）及び免許資格職）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>14 令和3年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の一部変更について</p> <p>報告</p> <p>14 令和3年人事院勧告等の概要について</p> <p>15 令和3年職員給与実態調査結果の概要について</p> <p>16 令和3年職種別民間給与実態調査結果の概要について</p>
第8回 定例会	R 3. 8. 26	<p>議案</p> <p>15 新潟市人事委員会公印規則及び新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>16 新潟市人事委員会行政文書管理規程の制定について</p> <p>17 令和3年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（一般行政・消</p>

		<p>防士 A)) の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>17 令和 3 年 7 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p> <p>18 苦情相談について</p> <p>協議</p> <p>1 物価及び生計費の状況</p> <p>2 職員給与と民間給与の比較について</p> <p>3 民間給与との較差に基づく改定について</p> <p>4 令和 3 年政令市の給与勧告の動向について</p>
第 9 回 定例会	R 3. 9. 2	<p>報告</p> <p>19 令和 3 年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度等及び就職氷河期世代）の申込状況について</p> <p>協議</p> <p>1 人事管理に関する現状と課題について</p>
第 10 回 定例会	R 3. 9. 9	<p>議案</p> <p>18 保育園における週休日の日数について</p> <p>報告</p> <p>20 公平審査事案について</p> <p>協議</p> <p>1 給与に関する報告文案について</p> <p>2 勧告文案について</p> <p>3 人事管理に関する報告文案について</p>
第 1 回 臨時会	R 3. 9. 16	<p>議案</p> <p>19 条例案に対する意見について</p> <p>20 一般職の任期付職員の採用の承認について</p> <p>21 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>21 令和 3 年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者等）の申込状況について</p> <p>協議</p> <p>1 市労連からの申し入れの概要について</p> <p>2 人事管理に関する報告文案について</p>
第 2 回 臨時会	R 3. 9. 24	<p>議案</p> <p>22 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>22 令和 3 年度新潟市職員採用選考試験（障がい者）の申込状況について</p> <p>協議</p> <p>1 令和 3 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 報告及び勧告の概要について</p> <p>3 給与勧告の仕組みと本年のポイントについて</p> <p>4 委員長談話等について</p> <p>5 勧告当日の日程について</p>
第 11 回 定例会	R 3. 10. 6	<p>議案</p> <p>23 令和 3 年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>24 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>23 令和 3 年 8 月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について</p>
第 12 回 定例会	R 3. 10. 21	<p>議案</p> <p>25 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>24 令和 3 年政令市の給与勧告の結果について</p>

		<p>その他</p> <p>1 解雇予告手当の除外認定について</p>
第13回 定例会	R 3. 11. 11	<p>議案</p> <p>26 令和3年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度（学校事務B以外）及び免許資格職（保育士A）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>27 令和3年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（特別枠・追加募集）の実施について</p> <p>報告</p> <p>25 令和3年9月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について</p> <p>その他</p> <p>1 労働基準監督機関としての職権の行使について</p>
第14回 定例会	R 3. 11. 18	<p>議案</p> <p>28 条例案に対する意見について</p> <p>報告</p> <p>26 苦情相談について</p>
第3回 臨時会	R 3. 11. 25	<p>議案</p> <p>29 令和3年度新潟市職員採用試験（高校卒業程度（学校事務B）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>30 令和3年度新潟市職員採用選考試験（就職氷河期世代）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>報告</p> <p>27 令和3年10月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について</p>
第15回 定例会	R 3. 12. 9	<p>議案</p> <p>31 令和3年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（一般行政以外）及び免許資格職（保育士B）の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p>
第16回 定例会	R 3. 12. 17	<p>議案</p> <p>32 教育委員会事務局等に在職中の教育職員の俸給決定（調整額を含む）のための承認について</p> <p>33 公平審査事案について</p> <p>報告</p> <p>28 令和3年11月にかかる職員の分限及び懲戒処分状況について</p>
第4回 臨時会	R 3. 12. 24	<p>議案</p> <p>34 新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>35 新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について</p> <p>36 新潟市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について</p> <p>その他</p> <p>1 労働基準監督機関としての職権の行使について</p>
第17回 定例会	R 4. 1. 13	<p>議案</p> <p>37 令和3年度新潟市職員採用試験（民間企業等職務経験者（一般行政））の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>38 令和3年度障がい者を対象とした新潟市職員採用選考試験の最終合格者の決定及び名簿の確定について</p> <p>39 要望書に対する回答について</p>
第18回 定例会	R 4. 1. 27	<p>議案</p> <p>40 新潟市任期付職員採用試験の実施について</p> <p>41 公平審査事案について</p>

第19回 定例会	R 4. 2. 4	議案 42 一般職の任期付職員の採用の承認について 43 一般職の任期付職員の採用の承認について 44 条例案に対する意見について 報告 29 令和3年12月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 協議 1 任用期間が変更になる会計年度任用職員の期末手当の取扱いについて
第20回 定例会	R 4. 2. 17	議案 45 令和3年度新潟市職員採用試験（大学卒業程度（追加募集））の最終合格者の決定及び名簿の確定について 報告 30 令和4年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 31 苦情相談について
第5回 臨時会	R 4. 2. 24	議案 46 新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について 47 令和4年度新潟市職員採用・選考試験の実施計画について 48 一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について 49 条例案に対する意見について報告
第21回 定例会	R 4. 3. 17	議案 50 押印を求める手続きの見直し等のための関係人事委員会規則の整備に関する規則の制定について 51 新潟市職員任用規則の一部改正について 52 新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について 53 新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について 54 新潟市人事委員会情報通信技術の活用に関する規程の一部改正について 55 職員の俸給決定のための承認について 56 公平審査事案について 報告 32 苦情相談について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について
第22回 定例会	R 4. 3. 25	議案 57 事務局職員の人事発令について 58 「管理職員特別勤務手当の運用について」の一部改正について 59 職員の俸給決定のための承認について 60 俸給表適用の承認について 61 通勤手当に係る高速自動車国道料金の支給の承認について 62 公平審査事案について 報告 33 令和4年1月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について（追加報告） 34 令和4年2月にかかる職員の分限及び懲戒処分の状況について 35 苦情相談について 協議 1 会計年度任用職員実態調査の実施について その他 1 労働基準監督機関としての職権の行使について

第2章 事業概要

1 採用

(1) 競争試験

令和3年度に本委員会が実施した競争試験の結果は次のとおりです。

① 実施日

ア 大学卒業程度

職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格発表日
一般行政A	6月20日 筆記試験	7月 6、8日	個別面接	7月27日 論文試験 適性検査	8月16、17日 個別面接	8月27日
一般行政B					7月 7、8日	
社会福祉		8月2日	個別面接	7月5日 論文試験 適性検査	8月13日	
精神保健福祉 相談員		7月30日				
土木		7月27日				
土木(水道)		7月22日				
建築		7月28日				
電気		7月22日				8月13日 (合格者なし)
電気(水道)		7月28日				
機械		7月22日				
機械(水道)		7月21日				
化学		7月22日				8月13日
化学(水道)		7月21日				
農業		7月30日				
心理	7月20日					
学芸員(歴史)						

職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日			第 3 次試験日	最終合格 発表日
文化財専門員	6月20日 筆記試験	7月5日 論文試験 適性検査	7月20日	個別面接		8月13日
消防士A	6月20日 筆記試験 論文試験 6月23、24日 体力検査	7月19日 適性検査 消防適性検査	8月10、11日 個別面接			8月27日
消防士B	6月20日 筆記試験 論文試験 消防適性検査 6月23日 体力検査	7月16日 個別面接				7月30日
社会福祉 <追加募集>		2月8日 適性検査・個別面接				2月18日
土木（水道） <追加募集>	1月16日 筆記試験 論文試験 適性検査	(第一次試験合格者なし)				
電気（水道） <追加募集>		2月8日 適性検査・個別面接				2月18日 (合格者なし)
機械（水道） <追加募集>		(第二次試験受験者なし)				

イ 高校卒業程度

職 種	第 1 次 試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日	
一般事務	9月26日 筆記試験 9月27日 個別面接	10月11日 作文試験 適性検査	10月29日 個別面接		11月12日	
学校事務A	9月26日 筆記試験	10月14日 個別面接		10月25日 作文試験 適性検査		11月4日 個別面接
学校事務B						11月26日
土木			10月11日 作文試験 適性検査	11月5日 個別面接		11月12日

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格発表日
土木（水道）	9 月 26 日 筆記試験	10 月 11 日 作文試験 適性検査	11 月 4 日 個別面接		11 月 12 日
電気	(申込者なし)	/			
電気（水道）	9 月 26 日 筆記試験	10 月 11 日 作文試験 適性検査	11 月 4 日 個別面接	/	11 月 12 日
機械			11 月 5 日 個別面接		
機械（水道）			11 月 4 日 個別面接		
消防士	9 月 26 日 筆記試験 作文試験 消防適性検査 10 月 12 日 体力検査 適性検査	11 月 1 日 個別面接			11 月 12 日

ウ 免許資格職

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日				最終合格発表日	
獣医師	6 月 13 日 個別面接 適性検査	/				6 月 30 日	
薬剤師（行政）	6 月 20 日	筆記試験	論文試験 適性検査	7 月 30 日	個別面接	8 月 13 日	
保健師				7 月 5 日			7 月 26 日
保育士A				10 月 11 日			10 月 26～28 日
保育士B				11 月 7 日			11 月 27、28 日

エ 民間企業等職務経験者

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	第 3 次試験日		最終合格発表日
一般行政	10 月 17 日 筆記試験	11 月 6 日 個別面接	11 月 21 日 論文試験 適性検査	12 月 18 日 個別面接	1 月 14 日

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日		第 3 次試験日	最終合格 発表日
土木	(受験者なし)	/			
土木 (水道)	(申込者なし)				
電気					
電気(水道)	10月17日 筆記試験	11月7日 論文試験 適性検査	11月21日 個別面接	/	12月10日 (合格者なし)
機械					12月10日
電気 (水道) <10月1日採用>	6月20日 筆記試験	7月11日 論文試験 適性検査	7月22日 個別面接	/	7月30日

才 任期付短時間勤務職員

職 種	第 1 次試験日	第 2 次試験日	最終合格 発表日
文化財専門員 <令和3年7月1日採用>	4月18日 記述試験 実技試験	5月26日 個別面接	5月28日
文化財専門員 <令和4年6月1日採用>	令和4年3月20日 記述試験 実技試験	令和4年4月13日 個別面接	令和4年4月25日 (合格者なし)

② 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
大学卒業 程度	一般行政A	178	136	10	13.6
	一般行政B	76	51	3	17.0
	社会福祉	44	28	7	4.0
	社会福祉<追加募集>	32	22	2	11.0
	精神保健福祉相談員	1	1	1	1.0
	土木	11	10	4	2.5
	土木（水道）	3	2	1	2.0
	土木（水道）<追加募集>	3	2	-	-
	建築	8	5	1	5.0
	電気	3	2	0	-
	電気（水道）	2	1	0	-
	電気（水道）<追加募集>	1	1	0	-
	機械	5	4	2	2.0
	機械（水道）	1	1	1	1.0
	機械（水道）<追加募集>	2	2	-	-
	化学	9	7	1	7.0
	化学（水道）	4	3	1	3.0
	農業	12	10	1	10.0
	心理	19	15	2	7.5
	学芸員（歴史）	21	14	1	14.0
文化財専門員	11	10	1	10.0	
消防士A	101	80	18	4.4	
消防士B	25	21	9	2.3	
高校卒業 程度	一般事務	39	36	2	18.0
	学校事務A	11	9	1	9.0
	学校事務B	55	50	3	16.7
	土木	2	2	1	2.0
	土木（水道）	4	4	2	2.0
	電気	0	-	-	-
	電気（水道）	4	4	2	2.0
	機械	1	1	1	1.0
	機械（水道）	2	2	1	2.0
	消防士	149	132	5	26.4

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
免 許 資格職	獣医師	4	3	1	3.0
	薬剤師（行政）	1	1	1	1.0
	保健師	30	29	5	5.8
	保育士A	67	60	15	4.0
	保育士B	79	73	6	12.2
民間企業等 職務経験者	一般行政	186	137	4	34.3
	土木	1	0	-	-
	土木（水道）	0	-	-	-
	電気	0	-	-	-
	電気（水道）	1	1	0	-
	機械	1	1	1	1.0
民間企業等 職務経験者	電気（水道）＜10/1採用＞	1	1	1	1
任期付短時 間勤務職員	文化財専門員	1	1	1	1
	文化財専門員	1	1	0	-
合計		1,212	976	119	8.2

(2) 採用選考

ア 令和3年度に本委員会が実施した採用選考（公募）の結果は、次のとおりです。

(ア) 実施日

区分	職 種	第1次試験日	第2次試験日		第3次試験日		最終合格 発表日
就職氷河 期世代	一般事務	9月26日 筆記試験	10月20日	個別面接	11月4日 作文試験 適性検査	11月16日 個別面接	11月26日
	学校事務		10月19日			11月17日 個別面接	
障がい者	一般事務	10月31日 筆記試験 作文試験	11月19日	個別面接 適性検査	12月23日 12月22日	個別面接	1月14日
	学校事務		11月18日				

(イ) 実施状況

区分	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
就職氷河期 世代	一般事務	113	87	2	43.5
	学校事務	40	30	2	15.0
障がい者	一般事務	57	42	4	10.5
	学校事務	7	7	1	7.0
合計		217	166	9	18.4

イ 任命権者に委任している採用選考（公募）は次のとおりです。

(ア) 会計年度任用職員以外

任命権者	職 種	申込者数	受験者数	最 終 合格者数	倍率
病院事業管理者	看護師	84	76	38	2.0
	病院事務職	43	39	0	-
	助産師	3	3	3	1.0
	薬剤師	3	3	2	1.5
	臨床工学技士	13	13	1	13.0
	臨床検査技師	25	23	3	7.7
	管理栄養士	23	21	1	21.0
	遺伝カウンセラー	0	-	-	-
	医療福祉相談員	27	27	1	27
	診療情報管理士	9	8	1	8.0
	病院事務職<追加募集>	105	84	2	42.0
合計		335	297	52	5.7

(イ) 会計年度任用職員

令和4年4月1日時点で任用している会計年度任用職員数（延べ人数）

任命権者	職員数（延べ人数）
市長	3,380人
消防局長	2人
教育委員会	1,148人
水道事業管理者	36人
病院事業管理者	337人
合計	4,903人

2 昇任

(1) 昇任試験の状況

令和3年度に本委員会が実施した昇任試験はありません。任命権者に委任している昇任試験は、次のとおりです。

試験名
消防吏員昇任試験

(2) 昇任選考の状況

令和3年度に本委員会が実施した昇任選考はありません。任命権者に委任している昇任選考は、次のとおりです。

選考名
係長昇任選考試験
学校事務職員事務主幹昇任選考試験

3 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会における勧告制度は、職員が労働基本権の制約を受けていることへの代償措置であり、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保する機能を有するものです。

本委員会は、一般職の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について、市議会及び市長に対して、令和3年10月6日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その内容は、次のとおりです。

報 告 (概 要)

第1 職員の給与等

1 職員給与の調査

技能労務職員及び企業職員を除く職員の本年4月における給与の支給状況を把握するため、「令和3年職員給与実態調査」を実施した。

上記職員は、従事する職務の種類に応じ、一般俸給表、医療職俸給表(1)、医療職俸給表(2)、医療職俸給表(3)、消防職俸給表、福祉職俸給表、教育職俸給表(1)、新潟県教育職員の例により適用される教育職給料表(一)及び教育職俸給表(2)の9俸給表の適用を受けている。

上記俸給表の適用を受ける職員は8,535人で、平均年齢は43.1歳であり、実際に支払われた平均給与月額、俸給348,075円、扶養手当8,536円、地域手当10,927円、住居手当5,426円、管理職手当5,305円、その他の手当2,836円の合計381,105円(昨年380,173円)である。

2 民間事業所従業員の給与等の調査

(1) 調査の方法

人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内の406事業所から層化無作為抽出法(注)により抽出した102事業所について、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。この調査では、公務に類似する54職種の職務に従事する従業員について、本年4月分として実際に支払われた給与月額等を、実地に詳細に調査を行った。また、各企業における給与改定の状況や各種手当の支給状況等についてもあわせて調査を実施した。

(注)層化無作為抽出法とは、調査対象事業所を規模等によって層化(グループ分け)し、所定の抽出率

を用いて、これらの層から調査事業所を無作為に抽出することをいう。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、完了率は90.2%、調査実人員は3,705人であり、調査結果は広く市内民間企業の給与等の状況を反映したものとなっている。

本調査の主な結果は、次のとおりである。

ア 給与改定の状況

第1表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	16.5	22.8	0.0	60.7
課長級	15.5	18.7	0.0	65.8

第2表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期 昇給 制度 あり	定期昇給実施				定期 昇給 停止	定期 昇給 制度 なし
			増額	減額	変化なし		
係員	90.8	88.6	17.8	7.6	63.2	2.2	9.2
課長級	80.6	78.5	15.9	8.3	54.3	2.1	19.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 給与の状況

(ア) 初任給の状況

企業全体としてみた場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で54.0%（昨年49.2%）、高校卒で31.9%（同34.8%）となっている。また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で205,668円（同196,064円）、高校卒で172,351円（同160,326円）となっている。

(イ) 家族手当

家族手当の支給状況について、配偶者にあつては月額10,827円（昨年12,553円）、配偶者と子2人にあつては月額23,156円（同25,268円）となっている。

(ウ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間に支払われた賞与等の特別給（ボーナス）の支給割合は、所定内給与月額との4.30月分（昨年4.44月分）に相当している。

3 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給

ア 比較方法

役職段階・学歴・年齢を同じくする者同士を対比させる「ラスパイレス方式」で、4月分の給与額を精密に比較した。

イ 比較結果

第3表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較 差 (A) - (B)
362,192 円	362,357 円	△165 円 (△0.05%)

- (注) 1 民間は、事務・技術関係職種の従業員のうち、本年度の新規学卒の採用者を除く。
2 職員は、一般俸給表適用職員のうち、本年度の新規学卒の採用者等を除く。
3 民間給与は、ラスパイレス方式により算出。

(2) 特別給

職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.45月)は、民間における特別給の支給割合(4.30月)を0.15月分上回っている。

4 諸情勢

(1) 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の新潟市における消費者物価指数は、昨年4月と比較して0.9%減少している。また、同局による家計調査を基に本市における標準生計費を算出したところ、2人世帯では211,910円、3人世帯では228,760円、4人世帯では245,620円となっている。

(2) 人事院の勧告等

人事院は国会及び内閣に対して、本年8月10日、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公務員人事管理に関する報告を行うとともに、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。

(3) 国及び他の政令指定都市との給与比較

第4表 本市職員のラスパイレス指数の推移

平成30年	平成31年	令和2年
98.6 (19)	98.8 (19)	99.0 (19)

(注) ()内は政令指定都市20都市中の順位

5 本年の給与の改定

(1) 月例給

前記3(1)のとおり、職員給与が民間給与を165円(0.05%)上回っていることが判明した。従来、民間給与との較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難な場合には、月例給の改定を見送っており、本年についても、月例給の改定を行わないことが適切であると判断した。

(2) 特別給

前記 3(2)のとおり、民間の年間支給割合が本市の年間支給月数よりも下回っていたことから、0.15月分引下げることとした。

第2 人事管理に関する課題

1 人材の確保・育成等

(1) 多様で有為・有能な人材の確保

本市で働くことの魅力ややりがい、業務に関する情報をより効果的に伝える方策の検討を引き続き行っていく。また、本市が求める人材に適した受験要件の検討及び受験者の能力等を適切に見極める試験方法について引き続き調査・研究を進めていく。

(2) 人材の育成

職員の能力に応じた適材適所の配置を進めるとともに、オンライン方式の研修を活用しつつ、職員の能力向上の機会充実に努め、市政を担うにふさわしい高い行政能力を持ち、市民から信頼される職員を育成していくことを望む。

(3) 女性職員の活躍推進

職員アンケートでは、女性職員が「昇任したくない」と回答した理由について、「自分の能力に自信がないから」に次いで「家庭生活との両立ができなくなるため」が多くなっており、仕事と家庭の両立ができる働き方や勤務環境の整備が求められる。

(4) 能力・実績に基づく人事管理

人事評価実施時には、評価者は被評価者の業務遂行状況を的確に把握し、丁寧な面談の実施により双方の認識の共有を図り、評価に対する納得感を深めることが肝要である。今後も研修等を通じ適正な制度運用を行うとともに、人材育成への活用に向けた取組を継続されたい。

(5) 障がい者の活躍推進

本年6月1日現在における障がい者の雇用については、各任命権者において法定雇用率を達成した。引き続き、任命権者それぞれで策定した「障がい者活躍推進計画」に掲げた内容を着実に実施し、障がいのある職員が自身の有する能力を有効に発揮できるよう、雇用の質の向上のための取組を推進することが求められる。

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 仕事と家庭の両立

ア 男性職員の育児休業等取得の推進

男性職員の育児休業については、国家公務員の男性の育児休業等取得率向上の取組などを参考に、目標達成に向けた取組の推進に努められたい。

イ 不妊治療のための休暇制度の導入

不妊治療を受けやすい職場環境の醸成を図るとともに、休暇制度の導入に向

け、支援のあり方を速やかに検討すべきである。

(2) 長時間労働の是正

ア 時間外勤務の縮減

新型コロナウイルス感染症への対応業務を重要課題として組織横断的に取り組んでいる中で、一部の部署又は職員に過度な負担を強いることのないよう、人員配置や業務分担の見直しなどを通じて時間外勤務を必要最小限のものとするとともに、職員の健康管理にも十分配慮する必要がある。

イ 学校における働き方改革

第3次多忙化解消行動計画を策定し、中学校学年担任制の推進、校務支援システム導入による事務の効率化、教育委員会主催研修のオンライン化の推進などの新たな取組が進められている。学校における働き方改革に向け、引き続き実効性のある取組が行われることを望む。

ウ 勤務時間の状況の適正把握

職員の長時間労働を是正し、健康を確保していくためには、職員の勤務時間の状況を適正に把握し、管理していくことが重要である。近く総務事務システムが導入予定であることから、これを活用し、適切な勤務時間の管理に努められたい。

(3) 柔軟な働き方の推進

テレワークを行う職員の勤務時間管理の在り方や作業環境の整備などの課題について、引き続き検討していく必要がある。

(4) メンタルヘルス対策

予防や再発防止に向けた取組を継続的に行うとともに、ストレスチェック結果を活用した職場環境の改善等、組織全体の対策を進めていくことが重要である。

(5) ハラスメント対策

職員が安心して相談できる体制を整え、相談に対し迅速かつ適切に対応することで、良好な勤務環境を確立することを望む。

3 高齢期の雇用の在り方

国家公務員の定年を基準として定年を条例で定めることや、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入など国家公務員と同様の措置を講ずるほか、60歳を超える職員の職務内容や人事管理の在り方、定年引上げに伴う中長期的観点からの定員管理の在り方などを早急に検討する必要がある。

4 会計年度任用職員の適正な任用・勤務条件の確保

会計年度任用職員が高い意欲を持ち、その能力を十分に発揮できるよう、制度の趣旨に沿った適正な任用及び勤務条件等が確保されるよう引き続き努められたい。

5 公務員倫理の確保

コンプライアンスに関する意識の啓発や内部統制制度の活用といった取組を引き続き

行うとともに、不祥事は絶対に起こさせないという意識を強くもち、今後もあらゆる機会を通じ職員の倫理意識の向上に努め、厳正な服務規律の確保を図られたい。

勸告

次の事項を実現するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号）、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 164 号）及び新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 16 年新潟市条例第 165 号）を改正することを勧告する。

- 1 新潟市給与条例の改正
 - (1) 期末手当
- 2 新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - (1) 期末手当
- 3 新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
 - (1) 期末手当

4 条例の制定・改廃に対する意見

職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされています。

本委員会が、議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見は、次のとおりです。

意見申出 年 月 日	条例名	概 要	意 見
R 3. 9. 16	新潟市職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症の拡大を防止し、住民の生命や健康を守るためにワクチン接種を加速していく必要があることから、本来救急救命士が実施することのないワクチン接種業務について、特殊勤務手当として規定するもの	新型コロナウイルス感染症に係る対応として、救急救命士が時限的・特例的に行うワクチン接種業務に対する特殊勤務手当として制定するものであり、異議はない。
R 3. 11. 25	新潟市給与条例等の一部改正について	職員の給与等に関する報告及び勧告に従い、職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行うもの	職員の給与等に関する勧告に基づく改正のため適当な措置と考える。
R 4. 2. 17	新潟市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	国において、デジタル化を推進するために、職員のサービス宣誓について、書面・押印・対面を不要とする旨の政令改正がなされたことを踏まえ、本市においても対面・押印を不要とする改正を行うもの	政令の改正等に伴い、職員のサービスの宣誓の際に、対面及び押印を不要とするものであり、適切な措置と考える。
	新潟市消防職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について		
	新潟市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見申出」等において、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について示されたことから、国家公務員の措置との権衡を図るため、本市において国家公務員と同様の措置を講じるもの	非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和するものであり、育児と仕事の両立支援の取り組みとして適切な措置と考える。
	新潟市給与条例の一部改正について	組織改正に伴い、関連する規程を整備するもの	組織改正に伴い、規定の整備を行うものであり、適切な措置と考える。
	新潟市会計年度任用職員の給与	会計年度任用職員の期末手当の支給割合について、正規職員との権衡を踏まえ、	会計年度任用職員の期末手当について、労使協

	等に関する条例の一部改正について	改定を行うもの	議を踏まえ改定を行うものであり、異議はない。
R 4. 3. 4	新潟市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入引き上げの措置が実施されることに伴い、児童福祉施設等に勤務する会計年度任用職員に初任給調整手当を支給し処遇改善を図るもの	任命権者が政策的な判断として、国の政策を活用し、児童福祉施設等対象施設に勤務する会計年度任用職員の処遇改善を図るものと認識している。 初任給調整手当の支給については、採用による欠員補充の困難性を踏まえた措置であり、地方公務員法の趣旨に反するものではないことから、異議はない。

5 任命権者からの申請・協議に基づく承認等

令和3年度に申請又は協議のあった事項は、次のとおりです。

(1) 任用関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
市長	一般職の任期付職員の採用の承認について	1人	承認 R 3. 9. 16
市長	一般職の任期付職員の採用の承認について	1人	承認 R 4. 2. 4
市長	一般職の任期付職員の採用の承認について	3人	承認 R 4. 2. 4
市長	一般職の任期付職員にかかる任期の更新の承認について	1人	承認 R 4. 2. 24

(2) 給与関係

申請者	申請・協議事項の概要		承認等 年月日
	内容	対象	
教育委員会教育長	管理職手当の支給区分の決定に係る協議について	—	協議 R 3. 5. 7
市長 教育委員会教育長	教育委員会事務局等に在職中の教育職員の俸給決定 (調整額を含む) のための承認について	54人	承認 R 3. 12. 17
消防長	職員の俸給決定のための承認について	1人	承認 R 4. 3. 17
市長 教育委員会教育長	職員の俸給決定のための承認について	30人	承認 R 4. 3. 25
市長	俸給表適用の承認について	1人	承認 R 4. 3. 25
教育委員会教育長	通勤手当に係る高速自動車国道料金の支給の承認に ついて	1人	承認 R 4. 3. 25

6 勤務条件に関する措置要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができます。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をします。

令和3年度における職員による勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

7 不利益処分に関する審査請求

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができます。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行います。

令和3年度における不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです。

事案名	申立事項	審理状況
令和3年(不) 第1号事案	懲戒処分取消	係属中

8 苦情相談

令和3年度における職員からの苦情相談の概要は次のとおりです。

(単位：人)

任用関係	給与関係	勤務条件 サービス関係	厚生福利 関係	公平審査 関係	いじめ等 関係	その他	計
1	3	3	0	0	4	2	13

9 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体、又はその連合体です。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度です。

本委員会に登録されている職員団体は、次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

職員団体の名称	事務所所在地
新潟市職員組合	新潟市中央区一番堀通町3番地12
新潟市教職員組合	新潟市中央区旭町通1番町86番地
新潟市教職員労働組合	新潟市北区柳原6丁目3番3号
新潟市立高等学校教職員組合	新潟市中央区川岸町2丁目11番4号 高校会館内

10 管理職員等の範囲

管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異なっているので、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くこととなります。

そのため、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めることとされています。管理職員等の範囲は、新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の規定により次のとおり定められています。

(令和4年4月1日現在)

	機関	職
本庁	議会事務局	局長、次長、課長及び課長補佐
	市長部局	理事、技監、統括政策監、政策監、危機管理監、部長、局長、担当部長、会計管理者、部に置かれる次長、参事、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長

	<p>政策企画部の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>政策企画部政策調整課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>政策企画部の企画・広報監</p> <p>文化スポーツ部の美術企画監</p> <p>保健衛生部の医監</p> <p>経済部の産業政策監</p> <p>都市政策部の政策監</p> <p>下水道部経営企画課の経理係長</p> <p>総務部の副参事、主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>総務部総務課の統計係長及び庁舎管理係長</p> <p>総務部行政経営課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>総務部人事課の人事並びに服務担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)</p> <p>総務部職員課の安全衛生担当及び福利厚生担当の主幹及び市長が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)並びに職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事</p> <p>財務部の税務監及び副参事</p> <p>財務部財務企画課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>財務部財務課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>会計課の主幹及び市長が特に命じた主査</p> <p>秘書課の秘書担当の主幹、主査、副主査及び主事</p>
教育委員会事務局	<p>教育次長、教育政策監、課長、担当課長、課長補佐及び課に置かれる室の室長</p> <p>教育総務課の職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事</p> <p>学校支援課の総括指導主事</p> <p>特別支援教育課の総括指導主事</p> <p>学校人事課の総括管理主事及び管理主事並びに職員団体担当の主幹、主査、副主査及び主事</p> <p>教育職員課の福利担当の主幹及び教育委員会が特に命じた主査並びに給与担当の主幹、主査、副主査及び主事(企画に関する事務を行う者に限る。)</p>
選挙管理委員会事務局	局長及び次長
監査委員事務局	局長、次長及び次長補佐
人事委員会事務局	局長、次長、次長補佐、主幹並びに企画に関する事務を行う主査、副主査及び主事
農業委員会事務局	局長及び次長

区役所及び区役所の機関	区役所	区長、副区長、課長、課長補佐及び課に置かれる室の長 区役所の副参事 地域総務課の企画担当、総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査 地域課の企画担当の主幹及び市長が特に命じた主査 総務課の総務担当及び管理財務担当の主幹及び市長が特に命じた主査
	福祉事務所	所長、課長及び課長補佐
	出張所	所長
	連絡所	主任
	北区郷土博物館	館長
	市民会館	館長
	新津地域学園	所長
	文化会館	館長
	中之口先人館	館長
	地域保健福祉センター	所長
	保育園	園長
	認定こども園	園長
機関（区役所の機関を除く。）	東京事務所	所長及び副所長
	消費者生活センター	所長
	パスポートセンター	所長
	美術館	館長及び副館長
	文化財センター	所長
	清掃事務所	所長
	清掃センター	所長
	白根環境事業所	所長
	新津クリーンセンター	所長
	処分地管理事務所	所長
	明生園	園長
	めいせいデイサポートセンター	所長
	身体障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐
	知的障がい者更生相談所	所長、副所長及び所長補佐
	児童発達支援センター	所長及び所長補佐
	児童相談所	所長、副所長、課長及び課長補佐
	こころの健康センター	所長及び所長補佐
	保健所	所長、次長、課長及び課長補佐
	動物愛護センター	所長
	食肉衛生検査所	所長及び所長補佐

衛生環境研究所	所長、所長補佐
航空産業支援センター	所長
中央卸売市場	場長、次長及び次長補佐
農業活性化研究センター	所長及び所長補佐
G I Sセンター	所長
新潟駅周辺整備事務所	所長、次長及び次長補佐
地域土木事務所	所長及び所長補佐
地域下水道事務所	所長及び所長補佐
下水道分室	室長
下水道管理センター	所長、課長及び課長補佐
資産税分室	室長
幼稚園	園長及び教頭
小学校	校長及び教頭
中学校	校長及び教頭
高等学校	校長、教頭及び事務長
中等教育学校	校長、教頭及び事務長
特別支援学校	校長及び教頭
生涯学習センター	所長及び所長補佐
中央公民館	館長及び館長補佐
地区公民館	館長
中央図書館	館長及び館長補佐
図書館(中央図書館を除く。)	館長
総合教育センター	所長及び所長補佐
教育相談センター	所長
教育支援センター	所長
学校給食センター	所長
特別支援教育サポートセンター	所長

11 労働基準監督機関としての職権の行使

職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、労働基準法別表第1に示された下記の分類に従い、企業職員及び技能労務職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行使するものとされています。

(1) 本市の事業又は事業場の号別区分状況

本市の事業又は事業場が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかは、本委員会と新潟労働局とが協議して決定します。

この区分状況は、次のとおりです。

(令和4年4月1日現在)

ア 人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第12号 教育・ 研究業	市長	美術館・新津美術館・文化財センター・衛生環境研究所・農業活性化研究センター・北区郷土博物館・江南区文化会館・中之口先人館
	教育委員会	図書館・総合教育センター・教育相談センター・特別支援教育サポートセンター・中央公民館・地区公民館（小針青山公民館を含む）・生涯学習センター・小学校（給食場を除く）・中学校（給食場を除く）・高等学校・中等教育学校・幼稚園（給食場を除く）・特別支援学校（給食場を除く。）
別表第1 の各号に 属さない 事業	市長	市長部局本庁・東京事務所・パスポートセンター・児童相談所・身体障がい者更生相談所・知的障がい者更生相談所・食肉衛生検査所・中央卸売市場・新潟駅周辺整備事務所・地域土木事務所・地域下水道事務所・下水道管理センター（ポンプ場、下水処理施設に関するものを除く）・区役所・出張所・連絡所・万代市民会館・西新潟市民会館・黒埼市民会館・新津地域学園・巻文化会館
	消防長	消防局・消防署・出張所
	議会議長	議会事務局
	教育委員会	教育委員会事務局・教育支援センター
	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局
	人事委員会	人事委員会事務局
	代表監査委員	監査委員事務局
農業委員会	農業委員会事務局	

イ 労働基準監督署が職権を行使する事業場

号別区分	任命権者	事業場の名称
第1号 製造・ 加工業	教育委員会	新潟市立学校給食場・給食センター
第13号 保健・ 衛生業	市長	児童発達支援センター・明生園・めいせいデイサポートセンター・ こころの健康センター・保健所・動物愛護センター・地域保健福祉 センター・保育園・認定こども園
第15号 焼却・ 清掃業		清掃センター・清掃事務所・処分地管理事務所・白根環境事業所・ 新津クリーンセンター・下水道管理センター（ポンプ場・下水処理 施設に関するもの）・亀田斎場・巻斎場

(2) 職権行使の状況

ア 許可・届出の受理・検査等

令和3年度に、労働基準監督機関として許可・届出の受理・検査等を行った件数は、次のとおりです。

項目		件数
労働基準法	時間外労働及び休日労働に関する協定届の受理	227
	解雇予告除外認定	1
労働安全 衛生法	総括安全衛生管理者選任報告の受理	2
	安全管理者選任報告の受理	0
	衛生管理者選任報告の受理	11
	産業医選任報告の受理	7
	一般定期健康診断結果報告書の受理	15
	特殊定期健康診断結果報告書の受理	15
	心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書の受理	23
	労働者死傷病報告の受理	29

イ 労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況調査

令和3年度に、労働基準法及び労働安全衛生法の適用状況について行った現地調査は次のとおりです。

事業場名	号別	調査日
市長部局本庁	官公署	R 3. 11. 29

上記の他、時間外労働及び休日労働に関する協定（36 協定）の適正な運用を確認するための書面調査は次のとおりです。

事業場名	号別	事業場数
協定締結事業場（学校を除く）	第 12 号	54

12 人事委員会規則等の制定・改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができるかとされています。

令和3年度において、制定又は改正した規則等は次のとおりです。

(1) 規則

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
令和3年第7号	R 3. 9. 6	新潟市人事委員会公印規則及び新潟市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	令和3年10月1日施行の新潟市公文書管理条例により定義される用語についての改正
令和3年第8号	R 3. 9. 28	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和3年10月1日付組織改正に伴う改正
令和4年第1号	R 4. 1. 5	新潟市消防職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	厚生計画策定に伴い不要となった規定を削除する改正
令和4年第2号	R 4. 1. 5	新潟市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	押印や書面提出等の見直しが求められていることに伴い、規則に規定する様式等について押印を不要とする改正
令和4年第3号	R 4. 1. 5	新潟市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	
令和4年第4号	R 4. 3. 1	新潟市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	月の途中から休職、休業等となり、その翌月から復職した交通機関利用者について、通勤手当の返納を不要とする改正
令和4年第5号	R 4. 3. 24	押印を求める手続きの見直し等のための関係人事委員会規則の整備に関する規則の制定	押印や書面提出等の見直しが求められていることに伴い、規則に規定する様式等について押印を不要とする改正
令和4年第6号	R 4. 3. 24	新潟市職員任用規則の一部を改正する規則	採用候補者名簿への試験機関の長の記名押印の規定を廃止するとともに、当該名簿について最終の合格者を発表した日から効力を生ずることとする改正
令和4年第7号	R 4. 3. 24	新潟市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	令和4年4月1日付組織改正に伴う改正
令和4年第8号	R 4. 3. 24	新潟市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年4月1日付組織改正に伴う改正

(2) 告示

番 号	公布年月日	名 称	制定・改廃の概要
令和 3 年 第 1 号	R 3. 9. 6	新潟市人事委員会行政文書管理 規程の制定	新潟市公文書管理条例及び新潟市行政文書管理規則の施行に伴い、人事委員会における行政文書の管理について必要な事項を制定
令和 4 年 第 1 号	R 4. 3. 24	新潟市人事委員会情報通信技術 の活用に関する規程の一部を改 正する規程	新潟市情報通信技術の活用に関する規程の改正及び、令和 4 年 4 月 1 日付の組織改正に伴う改正

令和3年度

人事委員会年報

令和4年11月発行

新潟市人事委員会事務局

〒951-8068 新潟市中央区上大川前通8番町1260番地1

(市役所上大川前庁舎1階)

任用担当 TEL : 025-226-3515 (直通)

調査・審査担当 TEL : 025-226-3518 (直通)

FAX : 025-228-3999